

令和8年度 基礎諸元調査(複数品種導入影響)業務

特別仕様書

中国四国農政局
農村振興部 設計課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

基礎諸元調査（複数品種導入影響）業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」及び「地質・土質調査業務共通仕様書」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、基礎諸元調査の一環として水稻栽培における作業分散のための複数品種導入が水利用に与える影響を把握するために用水量等の基礎的なデータを収集及び整理し、「土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水（水田）」の計画基礎諸元に係る調査を行うものである。

(場所)

第1-3条

業務位置は、山口県山口市深溝地内で別紙1-1「調査位置図」及び別紙1-2「調査位置詳細図」に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び測量業務共通仕様書及び地質・土質調査業務共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 本業務の実施にあたり、発注者は現地立会時において学識経験者による助言を得ながら進めることとしている。
- 2 作業実施のための土地への立入り等は、測量業務共通仕様書第16条及び地質・土質調査業務共通仕様書第1-15条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡後、作業に着手するものとする。
- 3 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 4 受注者は、天候・水利状況等、必要に応じ十分な管理を行い、公衆に迷惑を及ぼさないようにするものとする。

なお、受注者の不注意により生じた損害事故に対する補償は、全て受注者の負担とする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、測量業務共通仕様書第7条第3項による資格は適用除外とするが、地質・土質調査業務共通仕様書第1-6条第3項による資格（「技術士」、「博士」、「シビルコンサルティングマネージャー」又は「農業土木技術管理士」）の業務に該当する技術部門は次のとおりである。

資格	技術部門
技術士	農業
博士	農学
シビルコンサルティングマ ネージャー	農業土木

(配置技術者の確認)

第1-6条

測量業務共通仕様書第11条及び地質・土質調査業務共通仕様書第1-10条における業務組織計画の作成、測量業務共通仕様書第12条及び地質・土質調査業務共通仕様書第1-11条に基づく技術者情報の登録にあたっては、受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

第2章 作業内容

(作業項目及び数量)

第2-1条

作業項目及び数量等は、次表のとおりである。詳細は、別紙2「作業項目内訳表」のとおりである。

作業項目	数量	備考
1 気象データ収集整理	1式	
2 取水量調査	2か所	1ほ場あたり1か所
3 排水量調査	2か所	1ほ場あたり1か所
4 湛水深調査	2か所	1ほ場あたり1か所
5 営農調査(作業日報)	1式	
6 点検及び報告書作成	1式	

(作業の留意点)

第2-2条

作業の実施に際し特に留意する点は以下のとおりである。

- 1 観測機器の設置は、別紙3「観測機器配置例」を参考とし、事前に監督職員と十分調整を行うものとする。また、営農の支障とならないようにするとともに、観測機器のケーブル類を保護管で保護するなど、草刈り時の切断、獣害被害を防止するための対策を行うものとする。

各観測機器の設置・撤去についての留意事項は次のとおりである。

- (1) 取水量観測機器
取水量観測機器は、発注者が貸与する電磁式積算体積計を用いて設置するものとする。
観測終了後は電磁式積算体積計及びデータロガーを撤去し、原形に復旧するものとする。
 - (2) 排水量観測機器
排水量観測機器は、発注者が貸与する電磁式積算体積計を用いて設置するものとする。
観測終了後は電磁式積算体積計及びデータロガーを撤去し、原形に復旧するものとする。
 - (3) 湛水深観測機器
湛水深観測機器は、発注者が貸与する水田水位計を用いて設置するものとする。
観測終了後に水田水位計を撤去し、秋冬の営農に支障のないよう原形に復旧するものとする。
- 2 観測機器の設置・撤去方法及び時期について、事前に監督職員と十分調整を行うものとする。
 - 3 観測機器設置・撤去時には、監督職員が立会するものとする。
 - 4 観測期間は6月～10月とし、観測開始日及び観測終了日については監督職員と十分調整を行うものとする。
 - 5 観測機器の観測間隔(時間)については、変更することがある。
 - 6 観測データを回収するパソコンは、受注者において準備するものとする。
 - 7 データロガーのバッテリーがなくなった場合は、監督職員に報告し指示を仰ぐものとする。
 - 8 状況写真は、観測機器の設置前、設置後(遠景及び近景)等を撮影するものとする。

第3章 貸与機材及び貸与資料 (貸与機材)

第3-1条

貸与機材は次のとおりである。

貸与品(観測機器)一覧表

機器名	型式	規格・仕様	数量	単位	設置箇所等	備考
電磁式積算体積計	SA又はSW(愛知時計)	φ50	4	組	○流入量観測 ・2か所 (大規模経営体ほ場 1か所) (対照ほ場 1か所) ○流出量観測 ・2か所 (大規模経営体ほ場 1か所) (対照ほ場 1か所)	
データロガー	パルスロガーUIZ-5061(ウイジン)		4	組	○流入量観測 ・2か所 (大規模経営体ほ場 1か所) (対照ほ場 1か所) ○流出量観測 ・2か所 (大規模経営体ほ場 1か所) (対照ほ場 1か所)	
水田用水位計(湛水深用)	UIZ-WLR060-LR(ウイジン)		2	台	○湛水深調査 ・2か所 (大規模経営体ほ場 1か所) (対照ほ場 1か所)	

(貸与資料)

第3-2条

貸与資料は次のとおりとする。

名 称	備 考
令和4年度 基礎諸元調査（地下かんがい）業務 報告書	令和5年3月
令和7年度 基礎諸元調査（中干し延長）業務 報告書	令和8年3月

(貸与機材及び資料の取扱い)

第3-3条

- 第3-1条に示す貸与機器の取扱いは、次のとおりとする。
 - 貸与機材は原則として初回打合せ時に中国四国農政局地下倉庫で一括貸与する。
 - 貸与機材は、観測終了後速やかに撤去し、汚れ等を除去、バッテリー等の取り外しを行った後に貸与場所に返納するものとする。
- 第3-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。
 - 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。
 - 貸与資料の使用にあたっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。
 - 使用する図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。
 - 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-9条に基づく打合せについては、次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 業務計画立案時
- 第2回 8月データ回収時
- 最終回 報告書取りまとめ時

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

本業務は電子納品の対象外とする。成果物は次のものを提出しなければならない。

報告書1部（A-4市販ファイル）、電子媒体（CD-R）1部

なお、電子媒体（CD-R）は、ウイルス対策を実施すること。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は次のとおりとする。

岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎内
中国四国農政局農村振興部設計課

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6-1 条

業務請負契約書第 18 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第 2-1 条に示す「作業項目及び数量等」に変更が生じた場合。
- 2 第 4-1 条に示す「打合せ」の回数に変更が生じた場合。
- 3 第 5-1 条に示す「成果物」の提出に変更が生じた場合。
- 4 履行期間の変更が生じた場合。
- 5 その他

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7-1 条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第 8 章 その他

(その他)

第 8-1 条

1 環境関係法令の遵守

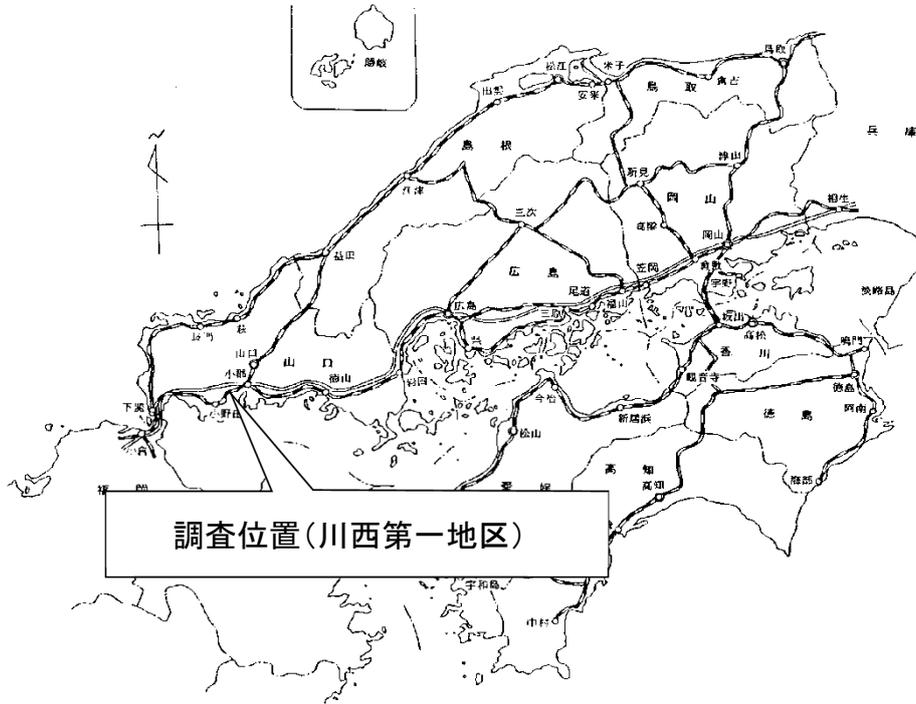
受注者は役務の提供に当たり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」

2 環境関係法令の遵守以外の取組

- (1) 役務の提供に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- (2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃料効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

調査位置図



拡大



作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 気象データ収集整理	<ul style="list-style-type: none"> データ収集整理 調査ほ場の特性を把握するため、気温、降雨量、日照時間、風向、風速のデータを気象台又はアメダス等から収集整理する。 	1 式	<ul style="list-style-type: none"> データ回収時期： 6月から10月までの間に月1回(計5回)
2. 取水量調査	<ul style="list-style-type: none"> 観測機器設置 取水口に電磁式積算体積計とデータロガーを設置及び接続し、観測期間中の10分毎の取水量を観測する。 データ回収 観測期間中に、データロガーからデータを回収する。その際に回収日時とメーターの表示値を記録する。 観測機器撤去 観測終了後に電磁式積算体積計を撤去する。 	2 か所	<ul style="list-style-type: none"> データ回収時期： 6月、8月、10月の月1回(計3回) 調査対象： 大規模経営体ほ場(1か所) 対照ほ場(1か所)
3. 排水量調査	<ul style="list-style-type: none"> 観測機器設置 排水路流出部に電磁式積算体積計とデータロガーを設置及び接続し、観測期間中の10分毎の排水量を観測する。 データ回収 観測期間中に、データロガーからデータを回収する。その際に回収日時とメーターの表示値を記録する。 観測機器撤去 観測終了後に電磁式積算体積計を撤去する。 	2 か所	<ul style="list-style-type: none"> データ回収時期： 6月、8月、10月の月1回(計3回) 調査対象： 大規模経営体ほ場(1か所) 対照ほ場(1か所)
4. 湛水深調査	<ul style="list-style-type: none"> 観測機器設置 調査対象ほ場に水田用水計を設置し、観測期間中の10分毎の湛水深を観測する。 データ回収 観測期間中に、データロガーからデータを回収する。その際に回収日時とメーターの表示値を記録する。 観測機器撤去 観測終了後に水田用水計を撤去する。 	2 か所	<ul style="list-style-type: none"> データ回収時期： 6月、8月、10月の月1回(計3回) 調査対象： 大規模経営体ほ場(1か所) 対照ほ場(1か所)
5. 営農調査(作業日報)	<p>調査対象ほ場の営農者から営農日誌を収集し、営農状況(代かき、移植、中干し、落水等の時期、作業時間・作業人数等)や水管理等を調査し、複数品種を導入するほ場と単一品種ほ場の違いを整理する。なお、複数品種を行うほ場においては、調査ほ</p>	1 式	<ul style="list-style-type: none"> 営農日誌整理時期 6月から10月までの計5か月

作業項目	作業内容	数量	備考
	場（中生品種）だけでなく、早生や晩生品種の栽培に当たっての営農日誌も整理する また、複数品種を行う営農者の栽培暦を入手又は聞き取り等から作成する。		・調査対象： 大規模経営体ほ場 対照ほ場
6. 点検及び報告書作成	1. ～ 5. までの資料を整理点検し、報告書を取りまとめるものとする。	1 式	

※本業務の業務費の構成についての補足

- ・上表作業項目 2. 取水量調査～ 4. 湛水深観測調査については、「測量業務の価格積算基準の制定について」（平成 5 年 3 月 2 5 日付け 5 構改 D 第 155 号構造改善局長通達）によるものとする。
- ・上表作業項目 1. 気象データ収集整理、5. 営農調査（作業日報）及び 6. 点検及び報告書作成については、「地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について」（平成 5 年 3 月 2 5 日付け 5 構改 D 第 156 号構造改善局長通達）によるものとする。

観測機器配置例



※本図の機器配置は例であり、今後選定する2か所のは場における取水・排水箇所及び
営農者との調整によって実際の機器設置の配置を決定する。